

公共下水道マンホールポンプ保守管理仕様書

1 維持管理内容

この契約での維持管理とは、ポンプ・流量計及び付帯設備の定期点検等を行い、ポンプ機能の適正な維持を保全するものである。また、故障等の緊急時に行う緊急管理も含まれる。

2 マンホールポンプ・流量計の箇所数及び所在地

30箇所（別紙一覧表参照）

3 履行期限

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

4 維持管理方法

（1）定期点検

受託者は、履行期間内に4回、管理技術者を派遣し、次の保守点検を行う。また、以下の6箇所は1ヶ月に1回の保守点検を行う。

ただし、④のポンプ引き上げ点検は、期間内に2回行うこと。それ以外の点検月は、ポンプを引き上げず目視により確認を行う日常点検とする。

※洋光台・下前田・明神川・深沢・一川目2号・流量計

- ①ポンプの保守点検。（振動・騒音の有無、作動状況の確認、レベルスイッチの点検調整）
- ②電気設備・流量計の保守点検。（絶縁状況、腐食の有無、電圧・電流の確認）
- ③緊急通報（電話）設備の保守点検。（電話回線の状況確認、緊急通報の作動確認（要：電気工事士）
- ④ポンプを引き上げて状態を確認し、老朽化や、オーバーホールの時期が近付いていると思われるときは委託者に報告すること。
- ⑤その他の業務、槽内設備の正常な運転を確保するために槽内の除砂、スラム除去及び異物の除去を行う。槽内の状況から、清掃時期を判断。（異物の撤去時には、交通用動員を配置し安全管理をきちんと行うこと。）
- ⑥上記の点検時期については、受託者は、実施予定表を提出し事前に発注者の承諾を得たうえで、行うこと。

(2) 緊急管理

受託者は、定期管理とは別に緊急通報及び委託者の要請により、その都度受託者の管理技術者を派遣し、緊急保守を行う。
停電、異常高水位、故障の緊急通報があった場合は、委託者に連絡し、速やかに対処しなければならない。

集中豪雨、停電等により、ポンプ槽内の異物が汲み上げられず、マンホール外にあふれる可能性がある場合は、委託者と協議のうえでバキュームカー等により汲み取りを行う。(緊急事態のため速やかに対応すること)

なお、緊急管理費は本委託の範囲内とする。

(4) 修理等

受託者は、定期点検・緊急管理の結果、修理等を要する場合は、事前に委託者の承諾を得てから行わなければならない。

なお、修理、補修、部品にかかる費用は本委託の範囲内とする。

5 報告

受託者は、定期点検・緊急管理を行ったときは、点検記録票を作成して委託者に提出し、その確認を受けるものとする。

報告鏡文書様式 別紙
点検記録様式 特に定めなし (各ポンプ、総括表)

6 支払方法

前期 (4～9月)、後期 (10～3月) の2回払いとする。

〈支出内訳〉

	業務期間	支払額※
内訳	前期 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)	業務価格 1/2
	後期 (令和4年10月1日～令和5年3月31日)	業務価格 1/2

※支払額に係る消費税については、各業務期間の末日により算定された率とする。

7 その他

ア) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

(1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

令和 年 月 日

おいらせ町長 殿

受託者

業 務 報 告 (月)

別紙の通り報告いたします

記

1. 業務番号 委託 第 号

2. 業務名 公共下水道マンホールポンプ保守管理業務委託

公共下水道マンホールポンプ清掃仕様書

1. 箇所数 マンホールポンプ：29箇所
 流量計 ： 1箇所
 合計 30箇所 (別紙一覧表参照)

2. 清掃回数 マンホールポンプ：22箇所× 2回/年=44回
 マンホールポンプ： 7箇所× 3回/年=21回
 流量計 ： 1箇所×12回/年=12回
 合計 77回

3. マンホールポンプ清掃手順
 - ① 揚泥車によるマンホール内の汚物の吸水、吸泥。(汚泥は産業廃棄物となるので産業廃棄物収集運搬業者で収集運搬をすること)
 - ② 高圧洗浄車によるマンホール内の高圧水洗浄。
 - ③ 揚泥車またはポンプによる洗浄水の除去。
 - ④ 作業員がマンホール内に入る必要が生じた場合は、労働安全衛生法に定める「酸素欠乏場所」となるので、法令で定められた酸欠防止措置をとること。(要：酸素欠乏危険作業主任者)
 - ⑤ 車道にマンホールがあるところで作業するときには、交通誘導員を配置すること。(2人以上)
 - ⑥ 上記の清掃時期においては、受託者は、実施予定表を提出し事前に発注者の承諾を得たうえで、行うこと。

4. 報告
 報告鏡文書様式
 写真添付